

## 山梨県畜産酪農技術センターにおける不正防止計画

山梨県畜産酪農技術センター（以下「畜酪センター」という。）は、山梨県農政部試験研究機関における研究活動上の不正防止等に関する規程（以下「規程」という。）に基づき研究活動上の不正防止計画を策定するものである。

### 第1（目的）

この計画は、畜酪センターにおける研究活動上の不正行為を防止することを目的とする。

### 第2（行動規範）

山梨県農政部試験研究機関における研究活動に係る行動規範に基づき対応するものとする。

### 第3（不正行為の内容）

不正行為の内容は、規程第2条第2項の定めるところによる。

### 第4（不正防止計画の実施責任）

- (1) 研究費の運営管理における責任体制は、規程第3条に定めるところによる。
- (2) 不正防止計画の実施責任については、規程第6条の定めるところによる。
- (3) 責任者の異動・交代時には所管・統括する業務内容について十分引継ぎを行う。

### 第5（適正な運営・管理の基礎となる環境の整備）

- (1) 研究を行う者にあっては、運営・管理に関わるルールについて理解し、それを遵守することとする。
- (2) 規程第10条に基づき、必要に応じて職員を対象としたモニタリング及び監査を行い、実態の把握に努める。
- (3) 運用に乖離がある場合、原因を分析した上で必要に応じて規程の変更等を含めた対策を講じる。

### 第6（研究費の適切な運営・管理活動の推進）

- (1) 研究費の運営・管理活動については山梨県財務規則、山梨県職員旅費条例及び外部資金執行管理要領に基づき行う。

- (2) 部局管理責任者は、執行計画の遅れが目立つ者に対し指導を行う。
- (3) 納品検収は複数名による牽制体制を構築して行う。
- (4) 研究を行うものにおける公的研究費の事務手続きについては、当該資金に関する要領・要綱に基づき実施するものとし、適宜部局管理責任者と連携をとるものとする。

#### 第7 (不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施)

調査により不正事案が明らかになった場合、具体的な要因についてその再発防止策を検討し、不正防止計画に反映する。

#### 第8 (告発等の取り扱い)

- (1) 機関内外からの告発等（機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申し出など）については、山梨県農政部試験研究機関における研究活動の不正に係る調査の手続き等に関する取扱規程（以下「取扱規程」という。）第4条の定めるところによる。
- (2) 調査が必要であると判断された場合は、山梨県農政部試験研究機関不正調査委員会設置要綱に基づく調査委員会を設置し、(1)項の報告書を基に調査を行う。調査委員会は取扱規程第9条に基づき不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
- (3) 調査結果については、調査委員会において別添資料に示した報告書を作成し、部局管理責任者及び最高管理責任者に報告するものとする。

#### 第9 (情報発信・共有化)

不正への取り組みに関する方針を外部に公表するよう努める。

#### 第10 (雑則)

この計画に定めるもののほか、研究費の取り扱いに必要な事項は、外部資金における要綱等により別に定める。

(令和2年4月1日策定)

資料

報 告 書

年 月 日

■経緯・概要

- (1) 発覚の時期及び契機（「告発」の場合はその内容・時期）
- (2) 調査に至った経緯

■調 査

- (1) 調査体制
- (2) 調査内容
  - ・調査期間
  - ・調査対象（対象者、対象経費等）
  - ・調査方法（書面調査、ヒアリングの有無等）
  - ・調査委員会の開催日時

■調査結果（不正等の内容）

- (1) 不正等の種別（架空請求、カラ出張、カラ雇用、着服等）
- (2) 不正等に関与した者（共謀者を含む）
  - ・職、氏名
- (3) 不正等が行われた研究課題
- (4) 不正等の具体的な内容
  - ・動機、背景
  - ・手法
  - ・不正に支出された額および用途
  - ・私的流用の有無
- (5) 調査研究機関としての結論と判断理由

■不正等の発生要因と再発防止策

- (1) 不正が行われた当時の管理、監査体制
- (2) 発生要因
- (3) 再発防止策

■その他

- (1) 関係者の処分等
- (2) 参考資料（研究費の不正な使用に当たっては交付申請書、交付決定通知など）